

後期高齢者医療保険制度に加入の皆さんへ

問 国民健康保険課長寿医療係 ☎ 6752

❖ 後期高齢者医療保険料の軽減率が変わります

■ 均等割額（被保険者全員が納める額）の軽減措置の基準が拡大されました

軽減割合	世帯の合計所得額	
	平成 30 年度	平成 29 年度
5 割	33 万円 + (27 万 5 千円 × 被保険者数) 以下	33 万円 + (27 万円 × 被保険者数) 以下
2 割	33 万円 + (50 万円 × 被保険者数) 以下	33 万円 + (49 万円 × 被保険者数) 以下

■ 所得割額（所得に応じて納める額）の軽減措置の改正

所得割額を負担する人のうち、加入者本人の所得が91万円以下の人の軽減措置（2割軽減）が廃止となります。

■ 被用者保険の被扶養者であった人に対する均等割額の軽減措置の改正

後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険（全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合など）の被扶養者であった人の均等割額が7割軽減から5割軽減に変更となります。

医療費などの負担を限度額にとどめる「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を新たに希望する人は申請を忘れずに行ってください。

平成30年度住民税非課税世帯の人で、かつ平成29年度に後期高齢者医療限度額適用・減額認定証（以下、「減額認定証」という。）の交付を受けていない人が、減額認定証の交付を受けようとする場合は、保険証と印鑑を持参の上、申請の手続きをする必要があります。

ただし、平成29年度の減額認定証をお持ちの人で、平成30年度も引き続き認定された人には、新しい減額認定証（有効期限は平成31年7月31日）が郵送されますので、更新手続きの必要はありません。



～第 49 回十和田市民文化祭～

出演者・展示作品を募集します

どなたでも参加できます！参加希望者は事前に申し込みください。

◎舞台部門

事業名	事業責任者	開催日
舞と躍動	佐藤 ☎ 090-9318-6512	11月3日(土)
演劇	遠田 ☎ 090-9533-3390	11月3日(土) 夜
吟詠	若澤 ☎ 0678	11月4日(日) 午前
謡と仕舞	大竹 ☎ 4730	11月4日(日) 午後
秋のスペシャルコンサート	菅原 ☎ 080-5575-3970	

◎展示部門

事業名	事業責任者	開催日
写真展	佐藤 ☎ 5428	11月3日(土)
書道展	三浦 ☎ 0282	
水墨画展	武内 ☎ 2497	
盆栽展	中野 ☎ 5570	
文芸展	木村 ☎ 9890	
自然界展	桐澤 ☎ 080-6069-7823	11月4日(日)
美術展	石田 ☎ 1971	
手工芸展	東大野 ☎ 090-9036-8277	
陶芸展	福沢 ☎ 1424	
蘭展	小泉 ☎ 1127	
いけ花展	高木 ☎ 2885	



参加料

- ▶ 団体（6人以上）6,000円
- ▶ 個人（1人につき）1,000円

申し込み方法

はがきに次の内容を記入し郵送してください。

- ①事業名
- ②出演内容または作品名・出展数
- ③団体・個人の別
(グループ名があればその名称)
- ④団体の代表者名または個人名
- ⑤住所・電話番号

申込期限

7月31日(火)

※申込者には、後日打ち合わせ会などの案内をしますので必ず出席してください。

申し込み先

〒034-0392
大字奥瀬字中平70番地3
十和田市民文化祭実行委員会問 各事業責任者または
スポーツ・生涯学習課文化係 ☎ 2313